

進路室通信

令和2年
9月4日(金)
発行
進路指導部

普段より短い夏季休業を終えて いよいよ2学期です

新型コロナウイルスの影響で夏季休業期間が減り、あっという間に9月を迎え、新学期が始まりました。3年生にとっては進路決定に関わる最も大切な時でありながら、進路を決めるための準備をしようにもスケジュールさえも決まらないまま走りださなければならぬという、たいへんな8月であったと思います。新しい入試制度に関わる日程や内容の変更もいつまでも保留のまま、待たなければならぬ君たちの不安は、どんなに大きなものでしょう。進路指導に関わりながら、「進路指導、たいへんですね。」と言われる時に、一番大変なのは、生徒自身だと強く感じています。自分で考え、調べ、決めるということの決断の重さははかりしれないものです。就職するにしても、進学するにしても、まさに正念場になります。全力で立ち向かってください。そんな君たちを職員一同、全力でサポートしたいと思います。コロナウイルスに「勝つ、負ける」ではなく、越えていきたいものです。

進路指導部 藤本 光

進路新聞

進路室に「高校生のための進路新聞」が届きます。入ってすぐ右、新聞の吊り下げ棚に入れてあります。

No.47は、職業スペシャリスト特集。様々な職種で働いている方々が、それぞれ1ページを使って仕事の内容・やりがい・目指したきっかけなどを書いていきます。1・2年生のみなさんにとっても、自分のキャリア設計を考える参考になると思います。そこにあるタイトルを紹介します。

- ・ 建築施工管理技士の仕事を指して
- ・ 防災設備の仕事
- ・ 小学校教員の仕事
- ・ パティシエール
- ・ PA (ライブ音響スタッフ) の仕事
- ・ 自動車整備士の仕事
- ・ 保育士の仕事
- ・ 医療事務の仕事
- ・ スポーツトレーナーの仕事
- ・ 美容師の仕事

実際に中で働いている人の言葉、進路室に来て読んでみてください。

働く前に！知っておきたい『法』

3年生で就職希望の人は、12年に及ぶ学校生活も、ほぼ半年を残すのみとなりました。いよいよ社会へ船出するわけです。進学以上に進路先の状況を十分に調べていると思いますが、それと併せて労働関係の法規を知っておくことも重要です。法は自分を守ってくれるものでもあります。厚生労働省が「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A」という冊子を出しています。そこに掲載してあるQ&Aと関係する法規を少し紹介します。アルバイトを考

えている人も参考にしてください。

Q:「求人広告」にいい条件がたくさん書いてあるけどそのまま信用して大丈夫？

A:自分の働く条件は、労働契約を結ぶ前にしっかりと確認しましょう。具体的にどんな条件で働くのか、会社にしっかりと確認してから、労働契約を結びましょう。(労働契約法第4条)

Q:入社の直前になって会社の業績悪化を理由に内定取り消し……これってあり？

A:内定労働契約成立と認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ内定取り消しは無効です。(労働契約法第16条)

Q:毎日遅くまで残業させられる上に残業代が全然でない……これってあり？

A:会社は法定労働時間を超えた労働には、割増賃金を支払う義務があります。労働時間は法律で定められています。(労働基準法第32条)

労働時間1日8時間以内、1週間40時間以内

Q:「ライブに行きたい」という理由で有給休暇は取れません！……これってあり？

A:有給休暇は利用目的を問われることなく取得できます。(労働基準法第39条)



高校時代に学び得たことは人生の宝になります。自分のキャリア設計、大切に考えていきましょう。

本紙7号でお願いした「使った資料はもとの場所に戻す」こと、多くの人が意識してくれたおかげで、1学期末はいい状況になりました。ありがとございます。2学期も継続してよろしく願います。